

富田林市立公民館施設利用要領

公民館は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）、富田林市立公民館設置及び管理条例（昭和28年富田林市条例第12号。以下「条例」という。）及び富田林市立公民館管理運営規則（昭和49年富田林市教育委員会規則第1号）に則って運営されている社会教育施設です。

施設の定期的な利用に際しては、下記のとおり公民館施設利用団体登録を行った上、公民館施設（備品）使用許可申請書の提出が必要となります。

下記要領をお読みいただき、公民館を利用いただきますようご協力をお願いいたします。

記

1、基本的な考え方

この要領は、富田林市立公民館の利用に関して、社会教育施設として適切な施設の使用と学習活動が行われるよう必要な事項を定めるものです。

2、開館日及び使用時間

(1) 使用可能日及び時間：	火曜日～土曜日	9:00～12:00
		13:00～17:00
		18:00～21:00
	：日曜日	9:00～12:00
		13:00～17:00

ただし、東公民館ホール及び金剛公民館ホールは、下記の時間区分とします。

：火曜日～土曜日	9:00～12:00
	12:00～15:00
	15:00～18:00
	18:00～21:00

- (2) 休館日：月曜日、国民の祝日（月曜日が国民の祝日に当たるときはその翌日）及び12月29日から翌年の1月3日まで。

3、施設利用対象

富田林市立公民館を利用できるのは、利用者の概ね4分の3以上が、市内在住・在勤・在学の人で構成されている団体等(グループ)とします。但し、富田林市教育委員会（以下委員会）が必要と認める場合はこの限りではありません。

4、使用料等

施設使用料、備品使用料及び光熱水費は、無料とします。

5、公民館施設利用団体登録

- (1) 登録に当たって提出が必要な書類

- ①富田林市立公民館施設使用団体登録申請書（様式第1号）
- ②その他、会則・会計報告書等、会の活動内容がわかる書類があれば、添付願います。
- (2) 自治会、老人会、子ども会等の公的団体は、団体登録の必要はありません。
その他、定期的な施設利用を予定しない団体および委員会が認めた団体の場合も同様とします。
- (3) 条例第4条に規定される以下の活動を行う場合は、団体登録及び公民館施設の使用はできません。
- ①公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
1. 他の施設利用者、近隣住民等の迷惑になるような行為（騒音、異臭、危険行為、示威行為等）を行うこと。
 2. アルコール類の飲食を伴う活動を行うこと。
- ②施設、設備を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- ③法第23条の規定に反すると認めるとき。
- ＜営利に関すること＞
1. 物品の販売又は営利団体の宣伝を目的とする場合。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、この限りではありません。
 2. 講師または営利団体が運営する私塾とみなされるもの。
 3. 社会通念上、営利とみなされる活動及び高額な講師謝金を設定している場合
- ＜政治活動に関すること＞
4. 特定の政党や候補者を支援又は誹謗する集会や学習会等の活動を行うこと。
- ＜宗教活動に関すること＞
5. 特定の宗教又は教義を支援又は誹謗する集会や学習会等の活動を行うこと。
- ④施設の管理運営上支障があると認めるとき。
1. 各施設の定員に対し、極端に利用人数が少ない又は多い場合。但し、委員会が必要と認める場合は、この限りではありません。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となると認めるとき。
- ・富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号）に規定する暴力団の利益になり又はそのおそれがあると認められる活動。
- ⑥その他委員会が不適当と認めるとき。
- ・法第20条（公民館の目的）に規定する、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与しない活動。ただし、委員会が必要と認める場合は、この限りではありません。

(4) 登録手続

- ①本登録の申請受付は、平成26年4月（5月の施設の使用）から実施します。
- ②登録申請は、随時受け付けします。
- ③登録の流れ
1. 富田林市立公民館施設使用団体登録申請書（様式第1号）及び必要書類の提出（中央・東・金剛のいずれかの公民館へ提出してください）。
 2. 登録申請後、文書で結果を通知します。（様式第2号又は様式2号の2）。
 3. 登録完了後、使用する施設の申込みをしてください。（施設の申請時に登録完

了を確認します)。

4. 登録には、1ヶ月程度かかる場合があります。
5. この登録は、市内の公民館全館共通です。
6. この登録の有効期限は1年以内とし、更新による継続は2回を限度とします。
7. 期間満了後は、再登録をお願いします。

④代表者等登録内容に変更が生じたときは速やかに、登録事項変更・更新届（様式第3号）を提出してください。

(5) 登録の取消し

上記に記載した内容に抵触することが判明した団体については、登録を取り消す場合があります。

6、施設及び備品使用申請

- (1) 施設の使用を希望する場合は、**使用日の1ヶ月前から前日までに**公民館施設（備品）使用許可申請書を提出してください。
- (2) 市内の公民館で同一団体が利用できる回数は、**週1回を原則とし、原則を超えて使用を希望する場合は、使用日の2週間前から前日までに**公民館施設（備品）使用許可申請書を提出してください。ただし、委員会が特に認める場合は、この限りではありません。
- (3) 公民館の備品は、特別な理由のある場合を除き、特に指定されたもの以外、館外への持ち出し・貸出しはできません。

7、施設使用当日について

- (1) 施設の使用は、準備及び後片付けも含めて、施設使用許可申請書に記載された時間内に行ってください。
- (2) 使用後は清掃を行い、設備及び備品を原状に復し、施錠等を確認の上、施設使用報告書に必要事項を記入して、鍵とともに公民館事務室に返却してください。

8、施設使用の中止（キャンセル）

- (1) 申請した日の施設使用を中止する場合は、速やかに来館の上、所定の手続きを取ってください。
- (2) 施設の使用中止を再三繰り返す団体については、以降の使用をお断りする場合があります。

9、施設、備品等の損傷又は紛失の場合の賠償責任

施設の使用時に、公民館の施設、設備、備品等を損傷又は紛失した場合は、その団体又は団体の代表者に施設、設備又は備品を現状に復する義務が生じます。現状復旧が不可能な場合は、同等の修繕又は品物で賠償していただきます。

10、責任区分

以下のような状況が生じても、委員会は、一切の責任及び賠償を負いません。

- (1) 天候、故障等により、施設、設備又は備品の使用ができなくなった場合。
- (2) 施設及び敷地内での荷物等の盗難、紛失等。
- (3) 施設又は設備の瑕疵が原因となる事故以外の、活動中の事故又は傷害。
- (4) 駐車場における車両事故、盗難等。

11、使用上の禁止事項

公民館施設使用団体登録及び公民館施設使用許可の権利を第三者に譲渡することはできません。

12、公民館クラブ連絡会について（経過措置）

- (1) 公民館クラブ連絡会（以下「連絡会」という。）所属団体については、月間2回を限度に定例的な施設の使用をしていただきますが、使用に関しての優先権は確定的なものではなく、あくまでも公民館クラブ活動育成のための便宜的なものであり、公民館主催事業をはじめ公的な催しが優先されます。また、活動定例日が使用できなくなった場合、委員会はいかなる損害が生じても一切の責任を負いません。
- (2) 連絡会所属団体は、施設内のクラブロッカー1箇所を使用することが出来ますが活動に要する物以外は、保管することは出来ません。
- (3) 前2号に記載された連絡会所属団体への便宜的処遇は、今後、委員会の判断により廃止されることがあります。また連絡会が解散した場合は、経過措置は廃止されます。

（注）連絡会は、自主的な公民館活動団体であり、その登録申請については、公民館クラブ連絡会登録申請書（関係書類一式）を連絡会会長宛に提出し、連絡会の定めに従って入会の許可を得る必要があります。

13、その他注意事項

- (1) 公民館施設及び敷地内において、許可なく署名及び募金活動は行なわないでください。
- (2) 省エネ活動にご協力願います、空調機器の運転は、原則として富田林市が定める冷暖房機運転基準に準じます。
- (3) 活動で生じたゴミは、基本的に全てお持ち帰り下さい。またゴミの少ない活動をお願いします。
- (4) 中央、東及び金剛公民館への自家用車での来館は、できるだけお控えください。施設ご利用の際には、公共交通機関の利用をお願いします。なお、周辺路上への駐車又は敷地内の所定外の場所への駐車は、絶対に行わないでください。

富田林市立公民館施設使用団体登録申請書

年 月 日

(あて先)

富田林市教育委員会

申請者の氏名 _____

富田林市立公民館施設使用団体として登録を受けたいので、次のとおり申請します。

団体名	ふりがな	結成	年 月
	名 称		
	所 在 地		
代表者	ふりがな	連絡先	
	氏 名		
	生年月日		
	住 所		
活動内容			主に使用する公民館
			活動日
会員数	人 (男 人・女 人) (市外 人・内在勤・在学者 人)		
会 費	月額 ・ 年額 円	教材費	不要・要 (内容 :)
講 師	氏名	連絡先	
	住所		
	謝礼	月額 ・ 1回	円

(1)申請内容が著しく事実と異なる場合は、登録を取り消すことがあります。

(2)記載された個人情報を富田林市暴力団排除条例に基づき警察への照会に使用することがあります。

(添付書類)

会則、会計報告書等、会の活動内容が分かる書類があれば添付願います。

受付館職員	備考	受付印

富田林市立公民館施設使用団体登録事項変更・更新届

平成 年 月 日

(あて先)

富田林市教育委員会

登録団体名

申請者の氏名

- 富田林市立公民館施設使用団体登録を更新します。
- 富田林市立公民館施設使用団体登録に係る申請事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

	変更前	変更後
事項		
理由		
備考		

- (1) 申請内容が著しく事実と異なる場合は、登録を取り消すことがあります。
- (2) 記載された個人情報を富田林市暴力団排除条例に基づき警察への照会に使用することがあります。